



関町小通信

平成29年4月28日
練馬区立関町小学校
学校だより 5月号

関町小の教職員は働き過ぎ？

校長 福岡 勤

今、都政の重要施策の一つとして、「ライフ・ワークバランス」の重要性が叫ばれ、その確かな実現がこの関町小の職場にも求められています。

皆さんは、教員の勤務時間を御存知でしょうか？
教員の勤務時間は、原則として土日を除く 8:15～16:45（途中45分間の休憩を含む）の7時間45分間です。多くの企業等では、昼食時間に充てている45分間の休憩も、小学校教員の場合、「私、休憩中なので、子供の給食等のめんどうは見ません。」とはまいませんので、15:45～16:30の時間帯に割り振っています。しかしながら、忙しすぎて十分な取得ができていないのが現状です。

ここで6時間授業の日を例に学級担任の一日を紹介しましょう。子供たちの通常の下校時刻は、高学年を例にすると15:30です。出勤してからそれまでの間は、当然のことながら授業を行っていますので、教材研究、まる付け、集金・会計、指導計画・学年だよりの作成、プリントの印刷等の事務作業はできません。できたとしても専科教員が自分の受け持ちの子供の授業をしているわずかな時間だけです。

休憩明けの16:30～16:45までの15分間は、「職員夕会」または「プチOJT」を行っています。本来ならここで勤務終了となるのですが、学年等の打ち合わせも必須の重要な職務ですので、すぐさまそこかしこで「学年・専科会」が行われます。

そうこうしている間にも保護者の方からの電話での問い合わせや面談・相談も舞い込みますし、「校務分掌」として命じられている区・学校全体に関わる取組や行事の提案、企画書の作成もせねばなりません。これとは別に校内研究授業の話し合い等を行うこともあります。時計をふと見ると19時、20時…ということも少なくありませんが、ようやく子供

たちのテストや作文等に目を通すことができます。

国・都・区から「働き方改革を！」との号令はかかりますが、今回紹介したように仕事の絶対量が大きく、なかなか改善・改革ができないのが、本校の実情です。蛇足になりますが、教員には、通常業務に関しての超過勤務手当（残業代）は支払われません。教員の仕事上の特殊性から、わずかな額の教職調整手当が一律に支給されているだけです。

「時間外労働」の問題が世間を賑わしております。長時間勤務が常態化しては、働く教員は疲弊してしまい、よい仕事をする事ができません。このことは、指導の質の低下を招き、最終的にはお子さんの教育に影響を及ぼしてしまいます。関小で働く教員が常に「明るく元気で、ハツラツと働ける職場」であることが、私の学校経営方針のベースとなります。だからといって子供たちへの指導の手を抜いてよい訳はありませんので、今後も会議等の精選・短縮化とともに、事務・行事等の取組の効率化や簡便化を視野に入れた経営を行ってまいります。



60周年記念行事実行委員会からいただいた備品の紹介
左上:スタック・テーブル(10)、右上:ワイヤレスマイク(2)
下:増設したワイヤレスチューナーユニット(#43・#44)
この他、集会用テントも購入させていただきました。こちらは秋の運動会にて皆様にお披露目いたします。